

# 税務・財務情報 第2909号

## 民事信託の活用 ～スムーズな財産の承継～

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、何らかのお役に立てればと願っております。情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいか！お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者がお伺いした場合に、一緒に検討させていただきたく存じます。税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘正人

### 株式会社トータル財務プラン



税理士法人トータル財務プラン  
行政書士法人トータル財務プラン  
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.ecnet.jp>  
e-mail [topp@hi-ho.ne.jp](mailto:topp@hi-ho.ne.jp)

# 民事信託の活用 ～スムーズな財産の承継～

## 1 はじめに

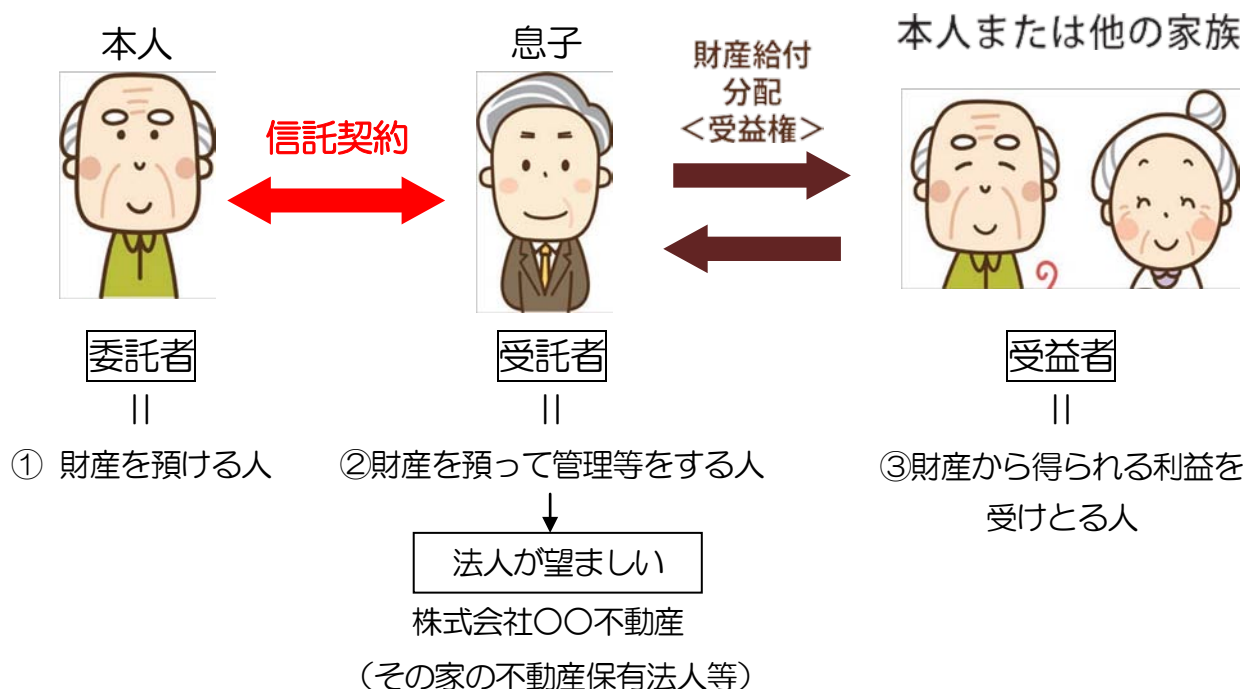
昨今、終活という言葉をよく耳にします。終活とは人生の終わりの際に遺族のためにあらかじめ準備しておくことです。一般的に終活の一つとして遺言書の作成が注目を集めています。日本公証人連合会によれば公証役場で作成されている遺言公正証書は平成26年から10万件を超え、ますます増加傾向にあります。遺言書の作成は必須であると思いますが、ただ、遺言書ではカバーできない面もあります。そこで、遺言書を補完するものとして「民事信託」がいま注目を集めています。

平成18年に信託法の改正に伴い、民事信託が利用しやすくなりました。

一度、民事信託の活用も考えてみられてはいかがでしょうか？

## 2 民事信託とは

民事信託とは、財産をもつ人（委託者）が信頼のできる家族など（受託者）に資産を預け、「高齢者や障がい者のための安心円滑な財産管理」や「柔軟かつ円滑な財産承継対策」を実現しようとする財産管理の方法です。



### 3 事例紹介

#### (1) 老後の認知症対策

厚生労働省によると2015年では65歳以上の高齢者での認知症の有病率が15%となっており、今後2025年には20%になると見込まれており、認知症になる確率は増加傾向にあります。

認知症になった場合は、契約の当事者にはなれません。例えば、自宅などの不動産を売却して施設に入居しようとしても意思判断能力が欠如しているということで契約ができません。その場合、一般的には成年後見制度で自宅や不動産を売却することになりますが、家庭裁判所の許可が必要になり、手続きが煩雑になります。

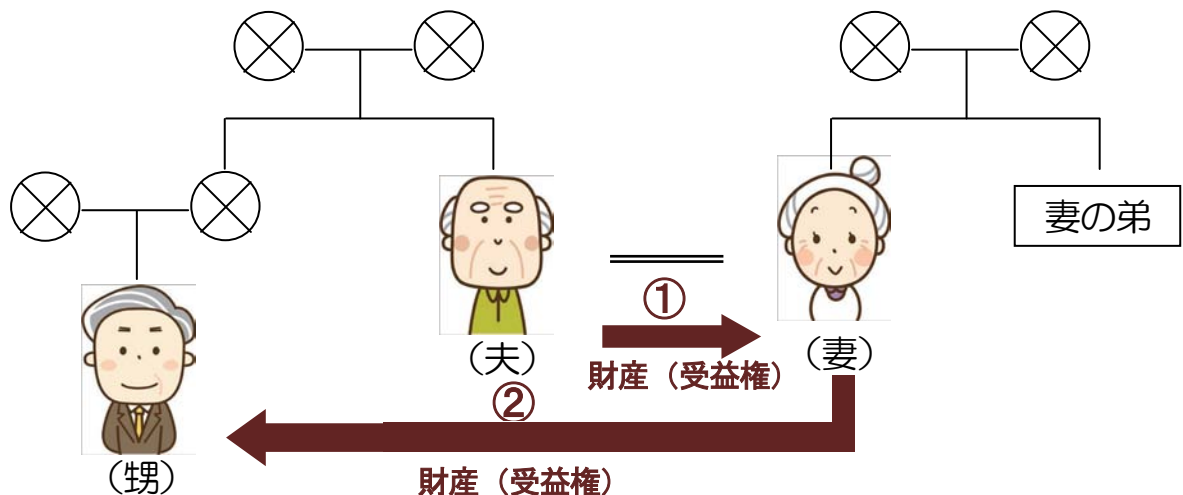
そこで、父が判断能力のある間に信託契約を結んでおけば、父が認知症になっても子供の意思判断で自宅等の不動産を売却することができます。

具体的には父が①自宅を預ける人（委託者）、長男が②自宅を預って管理・売却する人、さらに父が③自宅から得られる利益を受け取る人（受益者）というような信託の契約を結べば「願い」を実現することができます。

#### (2) 遺言の代わりに用いる信託（遺言代用信託）

遺言書は、自分が財産を誰に渡すかを定めることはできますが、財産を取得した人が亡くなった場合に次に誰に渡すかまでは指定できません。次の次以降の財産の帰属を指定したい場合は信託を用いると解決することができます。

具体的には子供のいない夫婦（両親も既にお亡くなりになっている）で夫は自分が亡くなった場合は財産を妻に相続させたいと思っているが、妻のその次は夫の甥に財産を渡したいと考えているとします。遺言であれば妻までは渡す人を指定できますが、妻の次は妻の法定相続人に財産が相続されることとなります。しかし、信託を活用すれば妻の次に「財産の利益を受け取る人（受益者）」を「甥」にしていれば財産は「甥」に移転されることとなります。



### (3) 浪費癖のある子供がいる場合の対策

『浪費癖のある子供に相続で多額の財産が移転されてしまうとその子が散財をして、子供の老後が心配になることもある』と思います。その際も信託を用いると解決することができます。

具体的には父親、長男（しっかり者）、二男（浪費癖がある）の三人家族とします。

信託の契約の内容は父が財産を預ける人（委託者）、長男が財産を預り管理する人（受託者）とします。財産の利益を受け取る人（受益者）は、契約締結時は父としておき、父に相続があった場合は父から次男に移行するようにします。そして、次男が受益者となった場合は毎月一定額を受託者である長男から支払うようにしておけば浪費による散財はなくなります。

長男が管理をすることを望んでいない等の理由で長男が受託者になれない場合は信託会社に受託者になってもらうことも可能です。（ただし、有料になります。）

## 4 注意点

信託契約は①財産を預ける人（委託者）と②財産を預かって管理等をする人（受託者）との契約になります。したがって、信託の仕組みや契約内容を熟知したうえで契約を締結しなければなりません。

受託者を誰にするかということも重要な問題になります。委託者の財産は、受託者に預けますので信頼できる家族や親族がおり、きちりと財産の管理等ができる人がいるのがポイントになります。受託者を信じて委託者が財産を託しますので、委託者が信じるに足る人を受託者に選ばなければなりません。

さらに受託者は委託者の財産を管理するという重要な義務と責任を負います。受託者がその職務をおろそかにすると信託そのものが不存在となる可能性があります。

## 5 最後に

今回は民事信託の概要と事例を3つ紹介いたしました。遺言書だけでは、自らの思いを実現できない場合は民事信託の活用も一つの方法ではないかと思います。家族・親族によっては様々なケースがあるので今回ご紹介した事例が全ての方法ではありません。さまざまなケースに応じて信託の内容を作ること可能です。

一度、民事信託をお考えになられてはいかがでしょうか？